

伊勢市農業委員会 第172回 総会議事録

日 時	令和2年4月13日（水）13時53分～14時57分
場 所	御菌総合支所 2F 2-4会議室
出席委員	15名 1番 山添 久憲      2番 川畑 幸也      3番 吉田 保 5番 中西 重喜      8番 北村 安弘      9番 森川 正弘 10番 中山 銀蔵      11番 中西 善夫      12番 泉 一嘉 13番 出口 米雄      14番 田畑 春雄      15番 奥野 隆史 17番 大西 正義      18番 早川 繁一      19番 奥本 一志
欠席委員	4名 4番 岡田 敏男      6番 中村 猛      7番 濱口 節生 16番 岩尾 昭
総会出席職員	農業委員会事務局 日置 幸美（局長） 西村 明裕（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 山神 彩花（職員）
会議録署名者	9番 森川 正弘      19番 奥本 一志
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
報告事項	1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について 2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について 3. 農用地利用集積計画の中途解約について 4. 農地法第3条の規定による許可申請の取消について 5. 農地利用変更書について

	<p>6. 農地の転用事実に関する照会書について  (津地方法務局伊勢支局より)</p> <p>7. 農地等の現況について (津地方裁判所伊勢支局より)</p> <p>8. その他</p> <p>議長 みなさん、こんにちは。  定刻となりましたので、ただいまから、  伊勢市農業委員会第172回総会を開会いたします。  本日の出席者は<u>15</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。  よって、会議は成立をいたしております。  本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、  議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、  9番の <sup>もりかわ</sup> 森川 <sup>まさひろ</sup> 正弘さんと、  19番の <sup>おくもと</sup> 奥本 <sup>かずし</sup> 一志さん  のご両名にお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
局長	<p>それでは、付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について (農林水産課提案)</p> <p>以上4件でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  を議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>

係 長

まず、本日お手元に配布しました資料を確認させていただきます。通常の写真資料に加えまして、右肩に資料1と記載したホチキス留めの資料を配布してございます。ない方は挙手をお願いします。

では改めてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。1ページをお願いします。件数は6件で田が10筆の8,159㎡、畑が1筆の851㎡ 計11筆の9,010㎡でございます。次のページをお願いします。内訳といたしましては1番から4番までと6番が所有権移転で、5番が年金による使用貸借設定にございました。

それでは1-1ページをお開き願います。

1番でございます。こちらは贈与でございます。受贈者は神社港の田4筆を譲り受けて経営拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は4筆とも竹ヶ鼻町地内 市立港中学校より北西へ140mに位置する農業振興地域外農地でございます。稼働人員は3名でございます。

続きまして2番でございます。こちらでも売買にございます、受人は通町の田1筆を売買にて譲り受けて経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は黒瀬町地内 県立宇治山田商業高等学校より北東へ400mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。稼働人員は1名でございます。

続きまして3番でございます。こちらは贈与にございます。受贈者は柏町の登記地目田2筆、畑1筆 現況地目は3筆とも田、計3筆を譲り受けて経営拡大したいとの申し出にございます。申請地は柏町に点在しており、3筆の内2141番は農業振興地域内農用地区域内農地、残る2筆は農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。稼働人員は2名でございます。

次に1-2ページをご覧ください。

4番になります。売買になります。受人は上野町の田1筆を譲り受けて経営拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は上野町地内沼木橋より北へ320mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。稼働人員は1名でございます。

続きまして5番でございます。こちらは農業年金再設定のための使用貸借設定でございます。現在受給している経営移譲による年金を停止させないために一度解約して再度設定するものでございます。申請地は小俣町相合地内 六軒屋公園より西へ280mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。稼働人員は2名でございます。

続きまして6番でございます。売買でございます。受人は畜産業を営んでおり、小俣町明野の登記地目畑、現況地目田の土地を譲り受けて牛の飼料を栽培し経営の拡大をしたいとの申し出にございます。申請地は、小俣町明野地内 北明野墓地より北西へ200mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。稼働人員は4名でございます。

議案第1号は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。

議

長

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係 長

続きまして2ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。こちらの件数は2件で、畑が2筆の1,302㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。次ページをお願いします。

2-1ページをご覧ください。

1番でございます。申請人が神社港の畑1筆を倉庫及びカーポートとしたいとの申請にございます。申請地は神社港地内 市立神社小学校より西へ230mに位置する用途地域内の第3種農地でございます。ところが、現地調査を実施しましたところ、すでに倉庫、カーポートが建っておりますので、申請者に注意をして始末書を提出しての申請となったものでございます。排水は、雨水のみで自然浸透とします。被害防除としましては、すでに建物が建っていることから整地のみで問題はないとのことでございます。

2番でございます。申請者は村松町の畑1筆につきまして、申請者自身が建築資材小売業を営んでいることから、建築資材置場にしたいとの申し出にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より東へ170mに位置するおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地で第1種農地でございます。現地調査を実施した結果、すでに整地してありましたので、申請者に注意して始末書の提出を求めたものでございます。申請地が第1種農地でございますので、許可は原則不可でございますが、申請地の周辺は、近年、東日本大震災以降既存集落内から内陸側にある国道23号の両側一帯に住宅等の建設が増加しており、今回の申請はそのような中、兼業農家である申請人が主な仕事としている建築資材小売業用の資材置場について、なるべく陸地側に近い土地を使用したいとの申請にございます。よって、本申請については、近年の住宅等の増加の延長上のもので、周辺集落を通常の開発の範囲内と判断することができます、また、既存集落内及び集落の外周には他に資材置場を設置できる農地以外の土地がないことから代替性はないと判断しました。このことから、今回の資材置場の設置につきましては農地法規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外として、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し許可可能と事務局として判断し上程したものでござ

います。

議案第2号につきましては以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実で転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係

長

続きまして3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は21件で、田が17筆7,622㎡で、畑が20筆の13,383.55㎡で計37筆21,005.55㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。3-1ページをお願いいたします。

1番でございます。こちらは売買でございます。こちらは、受人で

ある宇治館町1番地に住所を有する宗教法人 神宮 代表役員 小松 揮世久氏が、宇治館町の登記地目田2筆及び登記地目畑2筆、現況地目が4筆すべて山林となっているところを境内地として、2m四方の4㎡につき杉1本 合計300本植樹したいとの申請にございます。申請地は宇治館町地内 五十鈴トンネルより南東へ500mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、すでに雑木が生い茂っており山林と言わざるをえない状況でありましたので、始末書の提出を求めたものでございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてはすでに山林と化しているのので特に改めて手を加えなくても問題はないとのことでございます。

続きまして2番でございます。こちらは贈与にございます。受贈者は宮川一丁目の畑を譲り受け、隣接する宅地と合わせて一体利用して住宅2階建て1棟 建築面積52.16㎡としたい旨の申請にございます。申請地は宮川一丁目地内 天理教宮川分教会より西へ40mに位置する用途地域内の第3種農地にございます。現地調査の結果、すでに家を建て始めておりましたので嚴重注意のうえ始末書の提出を求めました。排水は浄化槽をへて北側排水路へ放流とし、被害防除としてはコンクリートブロックを設置するとのことでございます。なお、一体利用地を合わせて建ぺい率をみると17%と、22%を割り込んでおりますが、理由書が提出されまして、申請地が集落内の細長い不整形な地形で狭小である上に、家までの道路が狭いため後退用の道も確保しなければならぬために考慮をお願いしたいとの内容でございまして、事務局としては現地調査の結果も含めて検討した結果、やむをえないものと判断しているところでございます。

次のページをお願いします。3-2ページをご覧ください。

3番でございます。こちらは売買にございます。受人は神田久志本町の登記地目田、現況地目畑1筆を譲り受けて、住宅2階建1棟 建築面積62.93㎡としたいとの申し出にございます。申請地は、神田久志本町地内 伊勢警察書より西へ180mに位置する用途地域内の第3種農地にございます。建ぺい率は37%で、排水につきましては、浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものとします。

続きまして4番にございます。まず初めに訂正がございます。今回

の議案書の太陽光発電設備への転用におきまして、一番右端の「転用の目的及び施設の内容」欄にすべて設置面積の記載をしていませんでした。お詫び申し上げます。申し訳ありませんがその都度訂正させていただきますので、何卒ご了承をお願いいたします。まず4番については、設置面積473㎡でございます。追加記載をお願いいたします。改めてご説明をいたします。こちらは売買にございます。受人である大阪府は箕面市で太陽光発電事業を営む 合同会社フリーズア 代表社員 富田翔太さんが一色町の田3筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積473㎡としたいとの申し出にございます。申請地は一色町地内 汐合橋より西へ190mに位置する第2種農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は周囲にフェンスを設置するとのことでございます。

次のページをお願いいたします。3-3ページをご覧ください。

5番でございます。こちらにも太陽光発電設備ですので訂正がございました。右の欄に設置面積473㎡と記載をお願いいたします。申し訳ございません。では説明に入ります。こちらにも売買で、受人は4番と同一の業者にございます。こちらは、同じ一色町の別の田2筆を譲り受けて太陽光発電設備 設置面積473㎡としたいとの申し出にございます。申請地は一色町地内 汐合橋より北西へ190mに位置する第2種農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は周囲にフェンスを設置するとのことでございます。

続きまして6番でございます。こちらにも太陽光発電設備ですので、一番右に設置面積451㎡と追加記載をお願いいたします。申し訳ございません。では説明します。こちらにも売買でございます。こちらは受人が一色町の田3筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積451㎡としたいとの申し出にございます。申請地は一色町地内 汐合橋より西へ200mに位置する第2種農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては周囲にフェンスを設置するとのことでございます。この案件につきましては。三重県農業会議が示した設置割合が40%を下回りますが、計画の申請書が提出されまして、管理用の通路を5本 面積350.64㎡及び、もともとの農道が狭いために、メンテナンス作業場及び駐車場45㎡を取る必要があるとのことございまして、それを差し引くと1,089.36㎡となり、設置割合が41%となり、問題はないとのことございました。



次のページをお願いします。3－4ページをご覧ください。

7番でございます。こちらは使用貸借になります。借人は藤里町の畑1筆を借り受けて、隣接する宅地2筆と一体で利用して、住宅2階建1棟 建築面積93.89㎡及びガレージ 建築面積29.07㎡ 建築面積計122.96㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は藤里町地内又作橋より南東へ240mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、すでに基礎工事が行われていることが確認できたため、申請者に対して嚴重注意して始末書の提出を求めました案件にございます。建ぺい率は39%で、排水は浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とします。被害防除として、コンクリートブロックを設置するとのことです。

続きまして8番でございます。

こちらにも太陽光発電設備でございますので、右の欄に設置面積460.32㎡と記載をお願いいたします。申し訳ございません。では説明に入ります。こちらは売買にございます。受人である名張市赤目町で太陽光発電・売電事業を営む株式会社平安コーポレーション 代表取締役 月成 陽一さんが西豊浜町の田1筆を譲り受けて太陽光発電設備 設置面積460.32㎡としたいとの申し出にございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢志摩総合地方卸売市場より西へ110mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は整地後、周囲にフェンスを設置するとのことでございます。

次のページをお願いします。3－5ページをご覧ください。

9番でございます。こちらにも太陽光発電設備でございますので、右に設置面積557.12㎡と記載をお願いいたします。何度もすみません。では、説明に入ります。こちらにも売買にございます。受人は上地町の畑1筆を譲り受けて太陽光発電設備557.12㎡としたいとの申請にございます。申請地は栗野町地内 市立城田中学校より西へ210mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は周囲にフェンスを設置するとのことでございます。

続きまして10番でございます。こちらの使用貸借でございます。借人は中須町の畑1筆を譲り受けて駐車場3台分としたいとの申し出にございます。申請地は川端町地内 川端町公民館より南西へ165mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、当該地はすでに

整地化されていましてので始末書の提出を求めました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として、ブロックを設置するとのことをごさいます。

次のページをお願いします。3－6ページをご覧ください。

11番でございませ。こちらは売買となります。受人である宮町二丁目で不動産業を営む有限会社クリエイト 代表取締役 小西 一通さんが中村町の畑2筆を譲り受けて駐車場3台分として整備したいとの申し出にございませ。そしてその後売却する予定にございませ。申請地は中村町地内 宇治山田神社より北へ100mに位置する用途地域内の第3種農地でございませ。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

続きまして12番でございませ。こちらは贈与となります。受贈者は神菌町の畑1筆を借り受けて、住宅平屋建1棟 建築面積173.90㎡としたいとの申し出にございませ。申請地は神菌町地内 神菌農村公園に隣接する第2種農地にございませ。建ぺい率は38%、排水は浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものでございませ。

次のページをお願いします。3－7ページをご覧ください。

13番でございませ。受人は矢持町床ノ木の畑3筆を譲り受けて植林を行い山林として管理していきたいとの申し出にございませ。植林は、具体的に桜5本、ブナ、クヌギ等7本 トキワマンサク等4本の予定とのことをごさいます。また受人がこの土地を申請した大きな理由に自然環境の保全を目的としたボランティア活動を行っており、この地域が自然環境に関する情報発信の拠点として適していると判断したとのことをごさいます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては山林として管理するので特に何もしないとのことです。

続きまして14番でございませ。こちらは売買でございませ。こちらは受人が二見町今一色の畑2筆を譲り受けて所有権が移転した後に地元の漁業を営む業者に貸し資材置場として貸し出したいとのことをごさいます、申請地は二見町今一色地内 高城神社より北東へ170mに位置する第2種農地にございませ。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除はコンクリート擁壁を設置するとのことをごさいます。

次のページをお願いします。3－8ページをご覧ください。

15番でございます。こちらは賃貸借の一時転用でございます。借人である小俣町元町で建設工事業を営む下建設株式会社 代表取締役 桑原 卓さんが、県発注の二級河川外城田川堆積土砂撤去工事を受注した関係で資材置場が必要となり、小俣町相合の田3筆を借り受けるものでございます。期間は令和2年7月31日までとなっております。申請地は小俣町相合地内 JA小俣支店より東へ530mに位置する農用地 農業用施設用地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として境界から2m離して資材を置くので問題はないとのこと。しかしながら申請地が農用地であることから、本来は転用不可ではありますが、不許可の例外がございまして、農地法施行令第4条第1項第1号イに規定されております、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供する事が必要であると認められるものであることに該当するものでありますので許可相当と事務局は判断しているところでございます。

続きまして16番でございます。こちらは賃貸借でございます。借人である名古屋市中区で介護施設を営む株式会社ジェネラス 代表取締役 小山 <sup>いつき</sup> 樹さんが、小俣町相合の畑1筆を借り受けて老人福祉施設（看護小規模多機能型居宅介護施設）を建てたいとの申し出にございます。申請地は、小俣町相合地内 六軒屋公園より西へ380mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。契約期間は30年間となっております。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置します。なお、本案件につきまして、総転用面積が1,000㎡を超える開発案件となりますので、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

次のページをお願いします。3－9ページをご覧ください。

17番でございます。こちらは売買でございます。受人は小俣町宮前の田1筆を譲り受けて住宅2階建1棟 建築面積56.17㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は小俣町宮前地内 宮前公園より西へ20mに位置する用途地域内の第3種農地でございます。現地調査を実施した結果、整地化されておりましたので始末書の提出を求めまし

た。建ぺい率は27%で、排水は、北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

続きまして18番でございます。こちらでも売買でございます。受人は、小俣町湯田の畑1筆を譲り受けて、自動車置場10台分としたいとの申請でございます。なお、受人は小俣町湯田で有限会社ミナミ自動車を営んでおり、事業の拡大のために新たな自動車置場を求めたものでございます。申請地は小俣町湯田地内 JA葬祭虹のホール伊勢より東へ130mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置します。

次のページをお願いします。3-10ページをご覧ください。

19番でございます。はじめに訂正がございます。一番右側の転用目的及び施設の内容についてですが、住宅1棟 56.17㎡ 66.24㎡ カーポート 56.17㎡ 17.15㎡と記載してしまいました。これは完全に誤植でございます。本来は建築面積と記載しなければならないところを誤ってしまいました。正しくは、住宅1棟 建築面積66.24㎡、カーポート 建築面積17.15㎡の誤りでございます。申し訳ございませんでした、訂正をお願いいたします。改めましてご説明させていただきます。こちらでも売買でございます。受人は小俣町湯田の登記地目畑、現況地目田2筆を譲り受けて、所有権が移転した後に、妻が使用貸借して住宅2階建1棟 建築面積66.24㎡ 及びカーポート17.15㎡を建てたいとの申請でございます。申請地は小俣町湯田地内 湯田墓地より南へ70mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。排水は、浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として、コンクリートブロックを設置するとのこととございます。

続きまして20番でございます。こちらでも売買でございます。受入である津村町で不動産業を営む株式会社アルブル 代表取締役 谷口大輔さんが、小俣町湯田の田1筆を譲り受けて貸建築資材置場としたいとの申し出でございます。なお、受人は所有権が移転した後に度会郡玉城町勝田の、有限会社西和建設に賃貸借契約をすることとなっております。申請地は小俣町湯田地内 湯田神社より北東へ90mに位置する、既存集落内の第3種農地でございます。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除はコンクリート擁壁及びコンクリートブロック

を設置するものでございます。

次のページをお願いします。3-11ページをご覧ください。

21番でございます。本件は売買で大型案件でございます。受入である曾弥二丁目で宅建業を営む株式会社 ナカムラ工務店 代表取締役 中村 博光さんが小俣町明野の畑2筆を譲り受けて、建売住宅26区画 建築面積 1,815.12㎡ 敷地面積 5,779.77㎡ 公園 241.40㎡ 道路等 1,353.00㎡ 全体事業面積 7,374.17㎡としたいの申請でございます。申請地は小俣町明野地内 市立明野幼稚園の南に面した既存集落内の第3種農地でございます。建ぺい率は24%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置します。なお、本案件は転用面積が3,000㎡を超える案件でございますので、三重県農業会議の常設審議委員会に諮問しなければならない案件でございます。よって4月13日に開催されました常設審議委員会にて本案件を諮問しましたところ同日付で、適切との答申をいただきましたことをご報告申し上げます。そして、本案件は、総転用面積が1,000㎡を超える開発案件でもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

議 長

議案3号は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思っておりますが、ご

<p>係 長</p>	<p>異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これらを承認し、許可することとに決定いたしました。続きまして、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p>
<p>山神 (農林水産課)</p>	<p>それでは、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。</p> <p>件数は56件で、田が130筆の136,082㎡、畑が1筆の700㎡、計131筆の136,782㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。</p> <p>内訳といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が4件で、田のみ10筆の11,227㎡。</li> <li>◇3年1カ月間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の2,443㎡。</li> <li>◇3年11カ月間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の2,002㎡。</li> <li>◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が36件で、田のみ94筆の99,158㎡。</li> <li>◇5年間の利用権(使用貸借権)の設定が13件で、田が19筆の11,888㎡、畑が1筆の700㎡、計20筆の12,588㎡。</li> <li>◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ5筆の9,364㎡。</li> </ul> <p>以上件数は56件で、田が130筆の136,082㎡、畑が1筆の700㎡、計131筆の136,782㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>農林水産課提案の議案について説明が終わりました。このうち4-1ページの7番は、川畑 <sup>かわばた</sup> <sup>こうや</sup> 幸也委員に関係する分でございます。ひとまず川畑委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思いません。</p>

(川畑委員退席、審議)

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第4号中の川畑委員に係る分については承認することに決定いたしました。それでは、川畑委員にお戻りをいただきたいと思います。

(川畑委員着席後審議再開)

次に4-3ページの38番から43番は、<sup>なかにしよしお</sup>中西善夫委員に係る分でございます。ひとまず中西善夫委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(中西善夫委員退席、審議)

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことですので、  
議案第4号中の中西善夫委員に関係する分については  
承認することに決定いたしました。  
それでは、中西善夫委員にお戻りをいただきたいと思います。

(中西善夫委員着席後審議再開)

次に4-4ページの56番は、森川<sup>もりかわ</sup>正弘<sup>まさひろ</sup>委員に関係する分でございます。ひとまず森川委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(森川委員退席、審議)

本件についてご質問、ご異議がございましたら、  
ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない  
ようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、  
ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことですので、  
議案第4号中の森川委員に関係する分については  
承認することに決定いたしました。  
それでは、森川委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森川委員着席後審議再開)

それでは、議案第4号のその他の案件の審議に入りたいと思います。何かご  
質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)



ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとの声がございしますが、承認いたしてよろしいですか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日皆さん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について  
……1件(説明内容記録省略)
2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
……1件(説明内容記録省略)
3. 農用地利用集積計画の中途解約について  
……22件(説明内容記録省略)
4. 農地法第3条の規定による許可の取消について  
……1件(説明内容記録省略)

	<p>5. 農地の利用変更届出書について  ……………2件（説明内容記録省略）</p> <p>6. 農地の転用事実に関する照会書について  （津地方法務局伊勢支局より） ……3件（説明内容記録省略）</p> <p>7. 農地等の現況について  （津地方裁判所伊勢支部より） ……1件（説明内容記録省略）</p> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。</p> <p>引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>3-2ページの20番ですが、解約の日付が一昨年12月ですが、報告を忘れていたということでしょうか。</p>
係長	<p>解約日は確かに平成30年12月25日だったのですが、提出してきたのが令和2年3月26日付でありましたので、遅れたということでございます。</p>
吉田委員	<p>それともう一点、次のページの許可の取消ですが、昭和56年ということで40年近く前ですが、40年近くも放置されていたということですか。どうして今頃出てきたのですか。</p>
係長	<p>渡人の方が当時の許可を受けた方の相続人ございまして、調べたところこのように許可が下りていたということがわかりまして、相続登記もしてしまっていたので、許可自体を取消してもらいたいということで申請されました。</p>
吉田委員	<p>この土地は今はどうなっているのですか。</p>
係長	<p>登記上は渡人の藤本さんのままです。許可が下りてから法務局で手続きしないままになっておりました。</p>

吉田委員	受人の辻さんはどうなっているのですか。
係長	買って自分の土地にする予定だったのですが、登記上は藤本さんの名義のまま所有権移転なども何もしていませんでした。
吉田委員	この土地はただの遊休地になっているのですか。
係長	すみません。5条の5番でその土地が太陽光発電の申請地になっておりまして、ここで許可があったことが改めてわかったということです。
吉田委員	わかりました。
議長	ほかにございませんか。それでは、事務局その他についてお願いします。
係長	<p>それでは本日お手元に配布しました資料の報告をさせていただきたいと思えます。右肩に資料1と記載してございます資料1をご覧ください。これは昨年度となってしまうましたが営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告でございます。</p> <p>この件につきましては、昨年と同様に、農林水産省の要領により毎年2月末までに状況報告の提出を求めているものでございます。また、これは事務局が毎月、現地パトロールを実施し、管理状態等を確認しているところでございます。そして書類が全部出揃ったところで、内容を事前に三重県農地調整課担当菅原様にご確認・ご指導いただいたところです。本来でございますと、2月末までに提出してもらい、県のチェックをへて、3月総会時に皆様にご報告をさせていただくところではありますのですが、今回は、平成31年4月に許可した事業者からの提出が大幅に遅れてしまい、県に事情を説明し了解のもと、3月に提出いたしまして、今回の総会にて報告するものでございます。皆様にはご迷惑をおかけしまして申し訳ありませんが、よろしくお願ひ申し上げます。また、昨年度と同様に、いまだ収穫できない許可地におけるポイントとして適正な管理がされているどうか確認し、適正に管理されていると判断できれば問題なしと判断されるものでございます。また、報告書に変更がありまして、平成30年8月30日の農林水産省のQ&amp;Aにおいて、収穫できない年についても知見を有する者からの意見が必須事項となっております。その結果を1ページの一覧表にまとめして右側に県の判断と指摘事項という欄に記載さ</p>

せていただきました。

1 番については、ブルベリーで3年目を迎え、初めて収穫できたことでその収穫量等の数量の記載があります。しかしながら初年度ということもあって、その地域の平均単収を下回りましたが、知見者からのコメントでは、管理は適切に行われていたとの記載があることから今後収穫量は伸びていくものと判断し妥当と判断したところです。

2 番についてです。こちらも3年目となり、前回指摘した伝票の保管管理もある程度適正になされており、毎月の定期観察においてもしっかり管理されていることを事務局が確認しており、さらには提出された出荷関係数量等の資料においては地域の平均単収を上回る成績でございましたので文句なしということでこれを認めたものでございます。

続きまして、3番及び4番ですが、作物はブルーベリーで3年目で始めて収穫できることから、今年度は2年目にあたり、ポイントとして適正な管理がされているどうか確認し適正と認めたところでございます。

また、5番から11番についてですが、作物は榊ということで事業計画においては5年後に収穫できるとのことでもございましたので、第1年目ということもあり、3番、4番と同様に申請地が適正に管理されているかどうかを確認し適正と認めたところでございます。また平均単収が少ないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、これにつきましては三重県農地調整課と随分議論をしたところです。まず近隣に榊を生業としている農家がなく、JA伊勢にもいろいろ確認してもらったのですが、事例がなく、岐阜県の方で枝葉収穫を目的としているのが3.3㎡あたりに1本の苗木を植えることとなっておりますので、その苗木が確実に育つことが条件となるときまして、収穫ができるまで暫定的にこの本数を地域の単収とみなしていくこととしました。また事務局が調査しましたところ、岐阜県でもこのような榊の営農型太陽光発電の事例がいくつか存在していることがわかりましたが、三重県より気候が厳しい岐阜県でも、現時点ではその地域の平均単収がわからない状況でもありましたことから、今後先行する岐阜県での出荷数を参考としていき、この地域での単収が出てきましたら今後修正していくことでやむをえないと判断することとした次第でござ

	<p>います。</p> <p>またすべてにおきまして共通ですが、一時転用期間において適正に管理されていなければ太陽光発電設備を自ら撤収するという確約書を提出してもらっていることを改めて伝えて注意喚起をしたところでございます。よって、事務局としては、来年の報告に向けて本年と同様に定期的なパトロールによる現地確認、必要に応じての指導等を行うこととして本年度はこの内容にて報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
泉委員	<p>この柵についてですが、現地確認はしていただきましたか。道路から見る限りはまだ何も植えられていないように見えるのですが。</p>
係長	<p>まだ植えられていないですね。太陽光パネルの資材が予定通り来なくて設置するのが遅れたということでございましたのでやむをえないと判断をしたところでございます。</p>
山添委員	<p>その件についてですが、かなり遠いところの方に指導をいただいているようですが。</p>
係長	<p>元々はJ A伊勢に頼んでいたようですが、このようなことをしたことがないと断られました。こちらの北海道の方は元々岐阜県でもやっていたそうで、現在は本拠地を北海道に移されたということでございました。</p>
泉委員	<p>柵はいつ植えるのですか。</p>
係長	<p>そこまではまだ聞いておりません。確認させていただきます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
係長	<p>それでは次回の現地調査のお願いでございます。</p> <p>4月23日(木) 山添 久憲 委員 中山 銀蔵 委員  4月24日(金) 川畑 幸也 委員 本来は中村 猛委員ですが都合悪いため会長にお願いいたします。以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

議 長	<p>その他、委員の皆さん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第171回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>
-----	--

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_